

答 申 書

令和7年6月30日

桑名市長 伊藤 徳宇 様

桑名市カスタマーハラスメント対策委員会
委員長 森川 仁



令和7年4月30日付けで諮問のありました件について、桑名市カスタマーハラスメント防止条例第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり答申します。

なお、貴職におかれましては、認定を行うかどうかの決定に当たっては、本答申の趣旨を十分に尊重されるよう要望します。

記

1 結論

カスタマーハラスメントに該当する

2 理由

請求者からの聞き取り、請求者による録画等の証拠資料、及び行為者からの陳述書をもとに事実関係を検証した結果、当該言動が実際にあったことが認められた。

要求内容の妥当性がなく、その手段・態様が社会通念上不相当である。さらに、就業者の就業環境を害するおそれがあることから、カスタマーハラスメントに該当すると判断する。

なお、概要公表については、事案により、柔軟に対応できる仕組みがあってもよいのではないかという意見があったことを申し添える。

以上